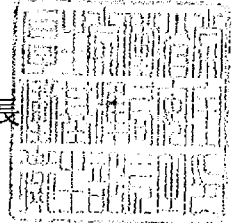




基安発 1129 第 2 号  
平成 23 年 11 月 29 日

社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長



除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止について

労働安全衛生行政の運営につきましては、平素より格段の御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、平成 23 年 9 月 9 日付け基安発 0909 第 1 号「除染に関する緊急実施基本方針」及び「市町村による除染実施ガイドライン」に基づく除染作業における労働者の放射線障害防止措置についてによりその対策を推進してきたところ です。

また、平成 23 年 10 月 21 日から「除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止に関する専門家検討会」を開催し、除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止について検討を行い、この度、当該検討会報告書が取りまとめられたところであり、その概要及び報告書は別紙 1 及び別紙 2 のとおりです。

今後、本報告書を受け、厚生労働省においては、新たな規則（省令）の制定（施行は平成 24 年 1 月 1 日を予定）及びガイドラインの策定の作業を早急に進めることとしておりますので、本報告書の内容につきまして、貴団体会員に対し周知いただくとともに、円滑な実施に御協力くださいますようお願い申し上げます。

## 除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止に関する専門家検討会報告書の概要

### 1 被ばく線量管理の対象及び被ばく測定線量管理の方法について

- (1) 除染実施区域内 ( $0.23 \mu\text{Sv/h}$  を超える地域) における (a) 土壌等の除染等の業務、(b) 汚染廃棄物又は除去土壌 (セシウムの濃度が  $10,000\text{Bq}$  を超えるもの) の収集、運搬、保管、処分の業務 (以下「除染処理業務」という。) の事業者は、労働者の線量を次により測定する。

① 作業場所が  $2.5 \mu\text{Sv/h}$  超の区域

外部被ばく：個人線量計による測定

内部被ばく：作業内容及び取り扱う土壌等の放射性物質の濃度等に応じて測定

	高濃度土壌等 ( $50 \text{万 Bq/kg}$ 超)	高濃度土壌等以外
高濃度粉じん作業 ( $10\text{mg}/\text{m}^3$ 超)	3月に1回内部被ばく測定	スクリーニング
上記以外の作業	スクリーニング	スクリーニング※

※ 突発的に高い粉じんが発生した場合に限る。

② 作業場所が  $2.5 \mu\text{Sv/h}$  以下  $0.23 \mu\text{Sv/h}$  超の区域

外部被ばく：個人線量計による測定が望ましいが、代表者測定等でも差し支えない

- (2) 除染処理業務以外の事業者は、作業場所が  $2.5 \mu\text{Sv/h}$  以下  $0.23 \mu\text{Sv/h}$  超の区域においてのみ、かつ、年間数十回 (日) (年間  $1\text{mSv}$  を十分に下回る) の範囲内で除染処理業務に労働者を就かせる。

自営業者、住民、ボランティアについても同様とすることが望ましい。

- (3) 労働者の被ばく線量限度は、5年間で  $100\text{mSv}$ 、かつ、1年間で  $50\text{mSv}$  とする。

(医学的に妊娠可能な女性は、3月間で  $5\text{mSv}$ 、また、妊娠中の女性は、内部被ばくによる実効線量が  $1\text{mSv}$ 、腹部表面に受ける等価線量が  $2\text{mSv}$  を上限とする。)

- (4) 線量の測定結果は、記録し、30年間保存 (5年間保存した後は、指定機関に引き渡し可) するほか、労働者に通知する。

### 2 被ばく低減のための措置

- (1) 除染処理業務を行うときは、あらかじめ、当該作業場所について事前調査を行う。  
 (2) 除染処理業務を行うときは、あらかじめ、作業計画を策定する。  
 (3) 除染処理業務を行うときは、当該作業の指揮をする者を定め、作業を指揮させる。  
 (4) 作業場所が  $2.5 \mu\text{Sv/h}$  超の区域で除染処理業務を行うときは、あらかじめ、「除染作業着手届」を所轄の労働基準監督署長に提出する。

### 3 汚染拡大防止、内部被ばく防止のための措置

- (1) 除染処理業務の事業者は、汚染拡大防止のため、高濃度の粉じんが発生するおそれのある作業を行うときは、土壌等を湿潤化する等粉じんの発生を抑制する措置を講ずる。

## 5 健康管理のための措置

- (1) 除染処理業務の事業者は、除染等業務に常時従事する労働者に対し、雇入時、当該業務に配置換え時、及びその後6月に1回、定期的に、健康診断を実施する。(医師が必要と認めない場合又は年間被ばく線量5mSvを超えない場合には、被ばく歴の調査以外の項目を省略することができる。)
- (2) 除染処理業務の事業者は、健康診断の結果に基づき個人票を作成し30年間保存(5年間保存した後は、指定機関に引き渡し可)する。